

長崎県病院企業団監査委員公表

令和元年12月5日付け令和元年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月7日

長崎県病院企業団監査委員 下山 満 寛  
同 今 村 嘉 昭

---

長崎県病院企業団

監査委員 葺本 昭 晴 様

監査委員 今村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団

企業長 米倉 正大

印

### 監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年12月5日付け令和元年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

#### 記

#### 1 意見に対する措置状況

##### (1) 意見

##### ① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、令和元年9月には、「再編・統合の議論が特に必要」として424の公立・公的病院リストを公表し、対象となっている病院の取り扱いについて、早期に結論を出すよう、地域での十分な議論を求めている。病院企業団としても、今後の地域での議論も踏まえ対応していく必要がある。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定等の影響もあり、5カ年度連続して経常損益での黒字を確保していたが、平成27年度以降は経常損益で赤字となり、平成30年度は基幹病院を中心に入院収益が減少したことによる医業収益の減少に加え、給与費の増加に伴う医業費用の増加があったことから、経常損益の赤字が増加した。

また、平成26年度以降、純損失を計上しており、平成30年度末未処分利益剰余金が1,489,285千円となっている。このままでは、2年後には累積欠損金を計上することが予想され、経営改善が急務である。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、平成28年度に策定した「長崎県病院企業団第2次中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」達成に向け、地域に必要な病床機能の検討や病病・病診連携、医療・介護連携の強化など、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

さらに、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取り組みを行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。また、地域住民に経営実態を知ってもらい、自分達が地域の病院を支えるという意識を持ってもらうことも必要である。

## ② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力に推進すべきである。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

## ③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額106,733千円で、前年度末に比し5,487千円減少（対前年度比4.9%減）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取り組みを徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組みを強化する必要がある。

## ④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成27年6月の閣議決定において、後発医薬品の数

量シェアで、平成29年央に70%以上にするとともに、平成30年度から令和2年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成30年度は企業長の職務目標として85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、平成30年度末の実績は数量ベースで70.7%（前年度数量ベース67.9%）となり目標を達成できなかった。

DPC対象病院においては、目標を達成しているが、それ以外の病院では、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、達成に向けて、なお一層の取り組み強化を図る必要がある。

## ⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにもかかわらず、1者応札が多数見受けられ、競争性が発揮されているとは言い難い。できる限り多くの業者が参加できるように入札の方法を検討する必要がある。

また、医療機器の保守契約においても、使用頻度を考慮した契約内容とする等、経費節減の努力が必要である。

事務処理の誤りについては、まだ、軽微な誤りが見受けられる。契約事務マニュアルに沿った手続きの徹底や令和元年度に導入したチェックリストを活用し、チェック体制の強化を図る必要がある。

## (2) 講じた措置

### ① 病院経営について

企業団病院が所在する離島や都市周辺部の自治体病院を取り巻く環境は、著しい人口減少、急速な少子・高齢化の進行、深刻化する医療従事者の不足など、厳しい状況が続いております。

特に、離島の人口減少は、企業団病院の経営にとっても重要な問題と認識しており、人口減少が患者数減少による収益の悪化や病院で働く人材の不足を生じるなど、病院経営にとりまして非常に大きな問題となっており、今後に向けて、いかに医療機能を維持しながら「縮小の時代を生き抜く知恵と勇気」をもって対応していくかという観点から、常に改革が必要であると考えております。

このような環境にある中、病院企業団としましては、平成29年度から取り組んで

いる「第2次中期経営計画」の達成に向けて、地域に必要とされる医療の維持や安定的な黒字化を目指して、経営の効率化に取り組んでまいります。

また、何よりも地域住民には地域の病院を選んでいただけるよう、「郷診郷創～地域での受診が、地域を創る～」をスローガンに掲げ、地域外へ流出している患者を呼び戻す取り組みとして、患者受療動向の分析や患者ニーズの把握を行い、その対策の実践や必要な情報発信など、行政と協働して、地域に信頼される病院づくりを進めてまいります。

## ② 行政と協働した健康診断の推進について

健康診断の推進につきましては、地元市町が、国民健康保険加入者に対し受診を呼びかけておりますが、受診率が伸び悩んでいる状況にあります。

住民に対する受診呼びかけの強化を地元市町にお願いするとともに、企業団病院におきましても、健診・人間ドックの受診日や受診項目の増、病気や健康についての出前講座を通じて受診を呼びかける等、受診率の向上に努めてまいります。

また、受診者に対しては、受診内容の丁寧な説明や、受診後の細やかな声掛けを行うことで、信頼関係を構築してまいります。

なお、離島地域の病院並びに診療所の取り組みは別紙のとおりです。

## ③ 未収金対策について

未収金については、引き続き、新規発生防止に努め、定期的な訪問徴収を中心とした早期回収に取り組み、縮減を図ってまいります。

また、連帯保証人への督促についても、取り組みを強化するとともに、「支払督促制度」等の法的手続きについても取り組んでまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

## ④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しております。

また、国が示した新たな普及目標の達成に向けて、「第2次中期経営計画」においても各病院の数値目標を盛り込むなど、計画的に後発医薬品の使用促進を図ってまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

⑤ 契約事務について

医薬品等の共同事業については、価格交渉の外部委託の実施や医療機器保守共同契約の拡大を進めており、引き続き、効果的手法などを検討するとともに、看護用備品等、共同事業を実施する品目の拡大について検討を進めてまいります。

離島における医療機器入札については、可能な限り多くの業者が入札参加できるよう、入札方法について検討を進めてまいります。また、予定価格設定については、業者からの参考見積だけでなく、他の病院の実績も加味し、一定の値引率を病院で決定したうえで設定し、より経済性が発揮されるよう努めてまいります。

なお、契約事務を含む財務事務全般について、財務事務担当者会議や事務長会議などの機会を通して、適正な事務の執行がなされるよう、「契約事務チェックシート」によるチェック体制の強化や具体的な処理方法の周知徹底を図ってまいります。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	—
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時：高額療養費限度額制度の説明 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底 ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認 ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底 ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施
○回収対策	○現年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○過年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○時間外受診（預り金）：未精算の場合、預り金を診療費に充当。
○連帯保証人への督促状況	○納付義務者と音信不通である場合や、督促に対して納入がない場合は、連帯保証人に電話、文書による督促を行う。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力がありながら納入がない等悪質性が判明した場合は検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○採用可能性について検討を継続し、可能なものから順次導入していく。

(別紙様式)

## 令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時の対策強化。（支払に不安のある患者に対しては連携室メディカルソーシャルワーカーと共同し、公的支援も含めた相対対応。高額療養費限度額申請手続きの促進など。） ○退院時精算のための取組みの継続。（退院前日に概算額を提示し支払い予定の確認。退院当日領収証等を確認後に退院手続き等。） ○外来については、時間外預り金制度の継続。令和元年10月から預り金額の増額。 ○土曜日及び日曜日会計窓口開設による利便性向上。 ○クレジットカードの導入。
○回収対策	○文書による督促の徹底。 ○昼夜の電話催告の実施、個別訪問の実施。 ○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 ○債権回収嘱託職員の配置。（H24年度から） ○土曜日および日曜日に会計窓口を開設。
○連帯保証人への督促状況	○本人と接触できない場合や支払約束不履行の場合には連帯保証人に対して文書や電話、家庭訪問による督促。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払能力があり、かつ、悪質な場合があれば、弁護士と相談し、実施を検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○令和元年度は、後発医薬品の目標を「購入数量ベースで90%確保」とし取り組んだ結果、4～12月までの9か月間の数値は95.6%となっており目標を達成している。（参考：平成30年度は96.7%） ○ここ数年は緩やかに上昇傾向であったが、当院での抗菌薬（注射薬）で用量の25～30%を占める品目が3月～12月の間供給停止となり代替品として先発医薬品を使用したことが影響したものと考えられる。 ○内用薬、外用薬については、どの医薬品を後発薬に切り替えるかについて年2回開催の「後発医薬品推奨品目検討委員会」において島原薬剤師会と引き続き協議を継続していく。 ○また、切り替えによる経営効果の高いバイオフィーマーについて積極的に検討していく。



(別紙様式)

## 令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○今年度も健診の件数増に向け、当院の健康診断に関する情報を五島市の広報に掲載したり、五島市担当者や当院医師間で連携を取り健診受診者の増に向けた取り組みを行っています。また、特定健診の件数増に向けた取り組みを強化しております。 ○取り組みの結果、乳がん、子宮頸がん、大腸がん健診については昨年度の件数を大きく上回っております。来年度は胃がん健診の件数増を図るために、現在協議を進めています。今後も五島市との連携強化を図りながら当院の健診受診者数を増やしていきます。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院費を支払った証明としてカードを発行し、そのカードを病棟看護師が確認後、患者を退院させています。（未払い退院患者の防止） ○限度額適用認定申請の利用促進により、患者の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。 ○退院時分納制度の申請について相談を受けます。 ○会計ができない時間帯の外来受診分について、預かり金を徴収しています。
○回収対策	○督促書、催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡、自宅訪問。 ○来院時面談。
○連帯保証人への督促状況	○患者本人による支払いが不能な場合には、連帯保証人へ連絡を取り自宅訪問等を行い、支払いをお願いしています。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○基本的には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応します。 ○悪質な患者については今後法的手段も検討していきたい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。平成30年度末の後発医薬品採用率は数量ベースで86.3%となっております。引き続き後発医薬品の使用促進に努めます。

(別紙様式)

## 令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○五島市との定期的な連絡会などで連携をとり、特定健診等の推進を図ることで、前年度より健康・医療相談件数が77件増加した。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時の入院誓約書での連帯保証人を必ず記入していただく。 ○土日の退院を極力なくし、事前に支払額を提示し退院時に精算していただけたら対応する。 ○時間外の外来患者について、預り金制度の実施。預り金をいただけない方については、保証人、住所、連絡先の確認を夜間警備員に実施させた。
○回収対策	○文書の通知を確実に言い、訪問も実施した。 ○本人との話し合いを持ち回収に努めた。 ○入院誓約書の保証人を確実に記入していただいた。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○地域、島内特有での顔見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○院内で協議し、使用促進に努めていく。 ○院外薬局とも定期的な話し合いの場を設け、連携を図る。

(別紙様式)

令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○五島市が発行している「特定健康診査受診券」の富江地区分の情報を国保健康政策課から受け、当院における受診情報を国保健康政策課へ報告を行う。また、外来受診者で健診の未受診者に対し、積極的に声かけを行う。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人をとっている。 ○時間外時は、保険証、住所、電話等の確認を行っている。 ○時間外時に、診療費の預り金を実施している。
○回収対策	○未収金の担当者を設置し、未収金の把握、分納申請の受付、戸別訪問の実施し、未収金の抑制と回収強化に努めている。 ○3ヶ月におきに督促状を発行し、郵送している。また、銀行からも手数料なしで振込ができるように、納入通知書もあわせて送付している。 ○電話にて督促し、都合により来院できない場合は、訪問して回収している。 ○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行う。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対する協力依頼を行っていきたい。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質の場合があれば、最終的な手段として検討したい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○後発医薬品の積極的な使用にむけて、薬事委員会で後発製品の採用品目の増加に努める。

(別紙様式)

令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	各地域で開催される町主催の「健康道場」において、当院医師による講話を5月から11月までに10回実施した。また、例年秋に開催される町主催の「健康まつり」と当院の「病院フェスタ」を同時開催しているが、手術室見学や内視鏡検査シミュレーションなどの様々なコーナーを設置し、住民の健康に対する意識向上に努め健診受診率の向上を図った。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。
○回収対策	○督促書、催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡、自宅訪問。 ○来院時面談。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量、金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。その結果、後発医薬品採用率は数量ベースで令和元年度は90.8%をキープしている。今後も国の取り組み等を注視して、後発医薬品使用促進のための環境整備等に努める。

(別紙様式)

令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○毎年3月に町と協議し、受入枠の調整や受診率向上の意見交換を行っている。平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施している。
③ 未収金対策について	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらっている。また、預り金制度も導入している。
○発生防止対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○回収対策	○現在は事例なし。
○連帯保証人への督促状況	○従来どおり分納相談や戸別訪問等に対応する。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を選定している。引き続き使用促進を図っていく。
④ 後発医薬品の使用促進について	

(別紙様式)

### 令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	②来院患者への、個別な声掛けはもちろん、健診の受診率の向上に向けて、毎年3月には町と綿密な協議を行い、健診を住民に推進している。それと並行して平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施して、健診を受診しやすい環境作りにも力を入れている。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当所は、入院や時間外診療もないため、未収金発生の場合、その場で当事者と相談し、その日可能な金額のみ当日支払ってもらい、残額の支払日を約束してもらっている。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○連帯保証人への督促状況	○現在、連帯保証人が必要となる事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金は少額であり、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○当所は、上五島病院の附属診療所であるため、使用する薬品は、上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。今後、引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	平成30年度国保加入者の特定健診1,207件、後期高齢者108件。今後、対馬市と協議を重ね、さらなる推進を図りたい。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルを策定し、防止対策を実施。
○回収対策	○電話、文書による督促、催告並びに臨戸徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促、催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定。
④ 後発医薬品の使用促進について	○平成31年3月末現在の採用医薬品数1,378品目。うち後発医薬品がある先発品数608品目。後発医薬品は、430品目。今後もさらなる使用促進を図りたい。

(別紙様式)

令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○今年度は旧上対馬町地区に加え旧上県地区の消防団員（国保の方）を対象とした特定健診（出前）も実施した。受診者数は昨年度は15名だったが、今年度は36名（旧上対馬町18名、旧上県町18名）であった。来年度も実施する予定であり、引き続き対馬市、消防団、消防署とも協議を重ね受診者数を増やしていきたい。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○時間外及び土曜、日曜、祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いの導入（主に韓国からの旅行者が利用している。） ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしている。
○回収対策	○電話及び文書での督促、催告通知。 ○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2カ月をめぐりに訪問をおこなうことにしている。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めている。
○連帯保証人への督促状況	○平成24年度からは連帯保証人への督促を必要とする事例がなく、現在のところ必要とする事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金の件数は少なくまた小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	使用数の高い薬品から後発薬品へ変更していく予定である。



(別紙様式)

令和元年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県舌岐病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○地域の医療課題について、行政との協働の取り組みを進めているところであり、特定健診の受診率向上についても進めていきたい。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○各種制度により本人負担額を減らす相談を実施している。 ○預り金による新規発生の防止を図っている。 ○クレジットカード払いを実施している。
○回収対策	○電話連絡と文書での通知を行っている。 ○戸別訪問、分納相談を実施している。
○連帯保証人への督促状況	○本人に連絡がとれない場合は協力のお願いをしている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○これまでどおり分納相談や戸別訪問等に対応するが、悪質な場合については法的手続きについても検討したい。
④ 後発医薬品の使用促進について	今後、更なる改善を行い使用促進を図っていく。

(別紙様式)

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。未収金の回収については、電話連絡、催告を定期的に実施している。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 小切手について 書損により廃棄した小切手に付けた番号は、使用してはならないが使用していた。適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 新規発生の抑制については、医事スタッフ、病棟スタッフ、未収金担当等、病院全体で連携し、引き続き取り組みます。 また、滞納者に対しては、電話、文書による催告を実施しながら、未収金の回収に努めます。</p> <p>2. 小切手について 書損により廃棄した小切手に付けた番号は、使用しないよう適正に処理を行います。</p>

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少しているものの、不納欠損処分による減を除くと増加している。未収金の回収については、電話連絡、督促、家庭訪問を定期的に実施しているが、平成29年度に新たに発生した金額が、平成28年度以前発生の回収分を上回っている。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約事務について 契約保証金の免除に関わる書類について、適正な履行完了の確認がなされていなかった。 備品の購入に含まれていたが契約書に収入印紙が貼付されていなかった。適正に処理すること。 院内保育園の契約は金額に変動があり、長期継続契約にはなじまないため、債務負担行為を設定すること。</p> <p>3. 小切手について 小切手振出通知書の渡先氏名に記載がないものがあった。適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金対策に基づき、引き続き、引き続き、電話連絡、督促、家庭訪問を実施し、未収金の発生防止、早期回収に努めます。 令和元年10月から、日曜日の会計窓口開設および預り金の増額を実施しました。今後、引き続き未収金の縮減に努めます。</p> <p>2. 契約事務について 契約保証金免除に関わる書類や備品の購入にかかる契約書については、誤りや漏れがないように適正な処理に努めてまいります。 院内保育園の契約については、指摘を受け、債務負担行為に関する予算化を行い、次年度契約を締結するよう事務処理を改めました。</p> <p>3. 小切手について 記載事項に漏れがないように適正な処理に努めてまいります。</p>

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。未収金の回収については、計画的に電話連絡、催告、家庭訪問を実施している。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。また、督促については、半年以上未収の者からを対象としているが、円滑な未収金回収を図るため、できるだけ速やかに督促等を行うこと。</p> <p>2. 契約事務について 血液浄化装置及び医事会計システムソフトウェア構成（奈留医療センター一分）の固定資産契約に際し、予定価格が予定額を超えた金額で設定されていた。適正に処理すること。</p> <p>3. 小切手について 小切手振出済通知書に、会計名、指図禁止、企業出納員名の記載及び企業出納員の公印の押印がされていなかった。小切手振出済通知書には、会計名、指図禁止、企業出納員名の記載及び企業出納員の公印の押印を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 督促状の送付については3ヶ月以上未収の者を対象とすることに變更しました。 新規に発生する未収金を極力抑えるために、限度額適用認定申請の利用促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やかに精算できるように努めます。 また、未収金が発生した場合には、速やかに督促、面談、電話、自宅訪問などを行い、今後も早期回収に努めます。</p> <p>2. 契約事務について 予定額を訂正しました。 予定額及び予定価格について、適正に試算することを再度事務職員に周知しました。</p> <p>3. 小切手について 補助監査で指摘された翌日から適正に処理しております。 今後適正な事務処理に努めます。</p>

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較すると増加している。未収金の回収については、口頭による督促のみである。今後、計画的に文書通知などを行うことにより、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約事務について 昇降機保守点検業務及び細胞診検査業務委託で予定額を超えた金額で契約を締結していた。 昇降機保守点検業務委託の契約書に収入印紙が貼付されていない見直し 浄化槽保守管理業務委託で見積執行通知書を出す前に受け付けた見積書で見積決定をしていた。適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 帳簿等と確認し口頭だけでなく、計画的に文書通知を行った。</p> <p>2. 契約事務について 予定価格の設定、契約期間の設定など、契約事務マニュアルを再度確認し、適正な処理を行います。</p>

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 契約事務について 清掃業務委託で見積決定日から7日を超えて契約を締結していた。適正に処理すること。</p> <p>2. 資金前渡の精算金の受け入れについて 小口現金から支払った資金前渡の精算残金を小口戻し入れしている。精算残金の戻入は、返納通知書を発行して行わなければならない。現金で残金を受け入れた時には小口現金ではなく、現金収入として経理すること。</p> <p>3. 伝票の編さんについて 資金前途の支払伝票、振替伝票、精算時の収入伝票が前払金整理簿の綴に綴られている。伝票及び証拠書類については、伝票類の綴に日付順に綴り、前払金等整理簿は別綴とすること。</p> <p>4. 預り金について 社会保険料個人負担の預り金が、翌月支払額以上に残高が残っている。原因を確認して、適正に処理すること。</p>	<p>1. 契約事務について チェック体制を強化し、適正に処理します。</p> <p>2. 資金前渡の精算金の受け入れについて 今後は、指導のとおり適正に処理します。</p> <p>3. 伝票の編さんについて 今後は、指導のとおり適正に処理します。</p> <p>4. 預り金について 原因を確認できた残高については、速やかに処理します。</p>

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較すると減少している。 未収金の回収については、電話連絡、文書通知、家庭訪問を実施している。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約事務について 空調設備の修繕について契約額が100万円を超えていたが、予定価格調書、契約書が未作成だった。 委託契約の契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。 眼科手術用ハンドピースの購入において、契約書に甲乙両方の押印がなかった。 病理解剖室備品一式の購入において、契約書上、納期が平成30年3月31日となっており、その後、納期延長等の変更にかかる変更契約書を締結せず、実際の納期が平成30年5月23日となっていた。適正に処理すること。</p> <p>3. 介護認定審査会参加報酬の取り扱いについて 介護認定審査会参加報酬を“その他”の項目として職員に支給している。介護認定審査会の参加報酬については病院収入とし、職員には時間外手当を適正に支給すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金の回収については、電話連絡、文書通知、家庭訪問を実施しています。今後とも、新たな発生を抑制し、未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 契約事務について 100万円を超える契約事務において、予定価格調書、契約書の作成に漏れがないが再確認し、未作成のものについては適正に処理しました。 委託契約の契約書に収入印紙が貼付されていないものがありましたので、適正に処理しました。 契約書の甲乙両方に押印がありませんでしたので、適正に処理しました。 病理解剖室備品一式の購入において、契約書上、納期が平成30年3月31日となっていました。実際の納期が平成30年5月23日であったため、変更契約書を締結しました。</p> <p>3. 介護認定審査会参加報酬の取り扱いについて 介護認定審査会参加報酬を“その他”の項目として職員に支給していただきました。参加報酬については病院収入とし、職員には時間外手当を支給しました。</p>

(別紙様式)

### 令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 介護認定審査会参加報酬の取り扱いについて 介護認定審査会参加報酬を“その他”の項目として職員に支給している。介護認定審査会の参加報酬については病院収入とし、職員には時間外手当を適正に支給すること。	1. 介護認定審査会参加報酬の取り扱いについて 指摘後適正に処理しています。



令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると減少しているものの、不納欠損による減少のみで、現金の回収実績はない。 未収金の新規発生抑制に努めるとともに、家庭訪問などにより未収金の減少を図ること。</p>	<p>1. 未収金について 今後も、文書通知や家庭訪問を行うことにより、未収金の回収に努めます。</p>

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると増加している。未収金回収委員会を定期的に開催し、家庭訪問などを実施しているが、平成29年度に新たに発生した金額が、平成28年度以前発生の回収分を上回っている。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、引き続き新規発生の抑制及び計画的な回収に努め、未収金の減少に努力いたします。</p>
<p>2. たな卸しについて 立会者の記載がない。立会者を指定し、たな卸し集計表に立会者の記名押印を記載すること。 給食材料のたな卸しがされていない。給食材料についてもたな卸しを実施すること。</p>	<p>2. たな卸しについて たな卸しについては、財務規定の基つき、実施者、立会い者、実施日は、書面で残し、平成30年度より直営となりました給食材料におきましても、財務規定に基つき適正にたな卸しを実施いたします。</p>
<p>3. 契約事務について 伺いの起案書類で予定価格の積算根拠が不明確なものがある。積算根拠がわかるようにしておくこと。</p>	<p>3. 契約事務について 参考見積等を添付し、積算根拠がわかるように改善しています。</p>

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 契約事務について 契約書に印紙が貼付されていないものが見受けられる。不要な契約書と必要な契約書があるが、請負契約書には必要なので業者にも確認し適切に対応すること。 参考見積もりが適正に徴取されていないと思われる事例がある。修繕については修繕回時に参考見積もりを取り予定価格を算出し、その後見積もり徴取すること</p>	<p>1. 契約事務について 今後適正な処理をおこなうよう努めます。</p>

令和元年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県吉岐病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。未収金の回収については、来院時の面談、電話連絡、又書通知、家庭訪問を実施している。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. たな卸しについて 実施日、実施者、立会者の記載がない。各部門におけるたな卸し集計表に実施日、実施者及び立会者を記載し、実施者及び立会者については押印すること。 給食材料のたな卸しがされていない。給食材料についてもたな卸しを実施すること。</p> <p>3. 契約事務について 同いの起案書類で予定価格の積算根拠が不明確なものがある。積算根拠がわかるようにしておくこと。</p>	<p>1. 未収金について 今後未収金の回収を進めるとともに新規発生の抑制に努めて参ります。</p> <p>2. たな卸しについて たな卸し集計表に記載欄（実施日、実施者、立会者）を追加し、押印を行うように改善しております。 また、給食材料についても、同様に改善を行い、適正に処理しております。</p> <p>3. 契約事務について 費用算出の積算を明確に行うとともに、見積の比較、取引実例との比較等も行い、より適正な予定価格の設定に努めて参ります。</p>